

食安発 0320 第 1 号
平成 27 年 3 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成 26 年 3 月 20 日）」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

平成 26 年 4 月以降の検査結果を踏まえ、本日、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、地方自治体の検査計画について再整理されたところです（別紙）。

つきましては、対象自治体におかれましては、引き続き、適切に検査計画を策定し、検査を実施するようお願いするとともに、検査計画の報告についても、四半期毎に策定・公表しているものについて、当部監視安全課宛て提出をお願いします。

また、対象自治体以外の自治体におかれましても、可能な限り検査を実施するようお願いします。

平成27年 3 月 20 日
厚 生 労 働 省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を定める。

2 対象自治体

平成 26 年 4 月以降の検査結果等を踏まえて、検査対象品目毎に別表のとおり定めるほか、放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する。

また、別表に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて計画的に検査を実施する。

3 対象品目

下記の品目とし、過去の検出値（Ge検出器による精密検査によるもの。）等に基づき、生産者及び製造加工者の情報が明らかなものを対象として選択する。なお、以下（１）、（２）及び（４）に掲げる品目は、平成26年4月1日から平成27年2月28日までの検査結果に基づくものであり、平成27年3月1日以降該当する品目についても対象とする。

（１）基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

ア きのこと・山菜類等（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（露地栽培）、原木むきたけ（露地栽培）、野生きのこ類、うど、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、ぜんまい、たけのこ、たらめ、ねまがりたけ、ふき、ふきのとう、わらび

イ 野生鳥獣の肉類

イノシシ、クマ、シカ、ヤマドリの肉

ウ 豆類

大豆

（２）基準値の 1／2 をを超える放射性セシウムが検出された品目（（１）に掲げる品目を除く。）

ア 果実類（露地物を優先して選択。）

ユズ、クリ

イ きのこ・山菜類等（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（施設栽培）、原木ぶなはりたけ（露地栽培）、う
わばみそう（みず）、みょうが、もみじがさ（しどけ）

ウ 野生鳥獣の肉類

カルガモ、キジの肉

エ 穀類

米、そば

オ はちみつ

（３）飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査
が必要な品目

ア 乳（岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県で検査対象と
する。）

イ 牛肉（岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県で検査対象
とする。）

（４）水産物（基準値の 1／2 を超える放射性セシウムが検出された品
目）（以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群
とこれに対応する品目は「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設
定・解除の考え方」（平成27年3月20日原子力災害対策本部。以下
同じ。）の別添参考「水産物の類別分類」を参照。）

ア 海産魚種（福島県、宮城県、茨城県及び岩手県で検査対象とす
る。）

ヒラメ、カレイ類（２群）、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類
（主な生息域が 100 m 以浅の品目）、サメ・エイ類、クロダイ、ス
ズキ

イ 内水面魚種（基準値の 1／2 を超える放射性セシウムを検出した
自治体で検査対象とする。）

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ウグイ・フナ類・コイ・
モツゴ、ウナギ、アユ、アメリカナマズ、スジエビ

（５）計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考) 国民健康・栄養調査の摂取量上位品目(平成24年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

- (6) 当該自治体において、平成26年4月1日以降に出荷制限を解除された品目（(1)から(4)に掲げる品目に限る。）
 - (7) 市場において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの）
 - (8) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実类等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値(100 Bq/kg)が適用される食品を除く。）等の加工品
 - (9) 被覆資材の不適切な保管・使用等の生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる品目
 - (10) 当該自治体内の市町村等ごとに、事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目（ただし、非結球性葉菜類のように品目群単位で、代表的な指標作物を設定して検査をすることもできる。）
 - (11) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目
- (参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。
- (参考2) (8)の加工食品は必要に応じて原料又は製品で検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がりを把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

- (1) 3の(1)に掲げる品目（別に定める場合を除く。）の検査

ア 平成26年4月以降、当該食品分類で基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体（表中◎）

当該品目から基準値の 1 / 2 を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに 3 検体以上実施する。
その他の市町村では 1 検体以上実施する。

イ 平成26年 4 月以降、当該食品分類で基準値の 1 / 2 を超える放射性セシウムが確認された自治体（アを除く。）（表中○）

当該品目から基準値の 1 / 2 を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに 3 検体以上実施する。

その他の市町村では 1 検体以上実施する（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で 3 検体以上実施することもある。）。

（2） 3 の（2）の検査（別に定める場合を除く。）は、平成26年 4 月以降、当該食品分類で基準値の 1 / 2 を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の 1 / 2 を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに 3 検体以上、その他の地域においては市町村ごとに 1 検体以上（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で 3 検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。（表中○）

（3） 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の 1 / 2 を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週 1 回程度）に実施すること。野生のきのこ・山菜のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。3 の（3）の検査は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の別添を参照する。

水産物の検査は、原則として週 1 回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、3 の（4）アの岩手県の高知魚種の検査、並びに 3 の（5）及び（7）から（9）までに該当する水産物の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定・公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法に基づき、廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法に基づく措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

8 その他

野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉、米、大豆及びそば、きのこ類の検査計画の策定に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の別添を参照する。

平成27年3月20日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対応して、同年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けで「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。

その後、検査結果、低減対策等の知見の集積、対策の重点となる核種の放射性ヨウ素から放射性セシウムへの移行、国民の食品摂取の実態等を踏まえた対象食品の充実、平成24年4月1日の基準値の施行等を踏まえて、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方について必要な見直しを行ってきた。

今般、平成26年4月以降の約1年間の検査結果が集積されたこと等を踏まえ、検査対象品目、出荷制限等の解除の考え方等について必要な見直しを行った。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(これまでの検査結果に加え、放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、生産・飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。

(参考) 改正の経緯

平成23年3月17日

食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を設定。

平成23年4月4日

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(初版)を取りまとめ。

平成23年6月27日一部改正

事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実。個別品目に茶、水産物、麦類を追加。

平成23年8月4日一部改正

個別品目に牛肉及び米を追加。

平成24年3月12日一部改正

平成23年産農畜産物の検査結果が集積され、平成24年4月1日から基準値が施行されることを踏まえた改正。

平成24年4月1日

食品衛生法に基づく放射性物質の基準値の施行。

平成24年7月12日一部改正

平成24年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象の追加。出荷制限の対象となる食品の多様化を踏まえ、検査対象品目、出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に大豆及びそばを追加。

平成25年3月19日一部改正

平成24年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び対象自治体の見直し。水産物や野生鳥獣の移動性及びきのこ等の管理の重要性等を考慮した出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に原木きのこ類を追加。

平成26年3月20日一部改正

平成25年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び対象自治体の見直し。検査対象品目に事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目を追加。

Ⅱ 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を定める。

2 対象自治体

平成26年4月以降の検査結果等を踏まえて、検査対象品目毎に別表の通り定めるほか、放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する。

また、別表に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて計画的に検査を実施する。

3 検査対象品目

下記の品目とし、過去の検出値(Ge検出器による精密検査によるもの)等に基づき、生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として選択する。なお、以下(1)、(2)及び(4)に掲げる品目は、平成26年4月1日から平成27年2月28日までの検査結果に基づくものであり、平成27年3月1日以降該当する品目についても対象とする。

(1) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

ア きのこと・山菜類等(露地物を優先して選択。栽培物を含む。)

原木しいたけ(露地栽培)、原木むきたけ(露地栽培)、野生きのこ類、うど、くさそてつ(こごみ)、こしあぶら、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、ふき、ふきのとう、わらび

イ 野生鳥獣の肉類

イノシシ、クマ、シカ、ヤマドリ肉

ウ 豆類

大豆

(2) 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目((1)に掲げる品目を除く。)

ア 果実類(露地物を優先して選択。)

ユズ、クリ

イ きのこと・山菜類等(露地物を優先して選択。栽培物を含む。)

原木しいたけ(施設栽培)、原木ぶなはりたけ(露地栽培)、うわばみそう(みず)、みょうが、もみじがさ(しどけ)

ウ 野生鳥獣の肉類

カルガモ、キジ肉

エ 穀類

米、そば

オ はちみつ

(3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

ア 乳(岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県で検査対象とする。)

イ 牛肉(岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県で検査対象とする。)

(4) 水産物(基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目)(以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群とこれに対応する品目は別添参考の「水産物の類別分類」を参照。)

ア 海産魚種(福島県、宮城県、茨城県及び岩手県で検査対象とする。)

ヒラメ、カレイ類(2群)、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類(主な生息域が100m以浅の品目)、サメ・エイ類、クロダイ、スズキ

イ 内水面魚種(基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した自治体で検査対象とする。)

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ウグイ・フナ類・コイ・モツゴ、ウナギ、アユ、アメリカナマス、スジエビ

(5) 計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考) 国民健康・栄養調査の摂取量上位品目(平成24年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、かんきつ類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

(6) 当該自治体において、平成26年4月1日以降に出荷制限を解除された品目((1)から(4)に掲げる品目に限る。)

(7) 市場において流通している食品(生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの)

(8) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの(水戻しして基準値(100Bq/kg)が適用される食品を除く。)等の加工品

(9) 被覆資材の不適切な保管・使用等の生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる品目

(10) 当該自治体内の市町村等ごとに、事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目(ただし、非結球性葉菜類のように品目群単位で、代表的な指標作物を設定して検査をすることもできる。)

(11) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目

(参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。

(参考2) (8)の加工品は必要に応じて原料又は製品で検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がりを把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

(1) II 3の(1)に掲げる品目(別に定める場合を除く。)の検査

ア 平成26年4月以降、当該食品分類で基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体(表中◎)

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した

地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 平成26年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された自治体(アを除く。)(表中○)

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する(県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。)

(2) II 3の(2)の検査(別に定める場合を除く。)は、平成26年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上(県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。)、それぞれ実施する。(表中○)

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的(原則として曜日などを指定して週1回程度)に実施すること。野生のきのこ・山菜のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。II 3の(3)の検査は、別添に定める。

水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を

継続する。また、Ⅱ 3の(4)アの岩手県の高産魚種の検査、並びにⅡ 3の(5)及び(7)から(9)に該当する水産物の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定、公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1 品目

基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。

2 区域

JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村等による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。

3 制限設定の検討

(1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。

(2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、要件への

該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。

(3) 基準値を超える品目について、地域的な広がり不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。

(4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定する。

IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

1 解除の申請

当該都道府県からの申請による。

2 解除対象の区域

集荷実態等を踏まえ、県、市町村等による管理が可能であれば県内を複数の区域に分割することができる。

なお、野生鳥獣、海産魚類等移動性が高い品目については、県域を原則とする。

3 解除の条件

(1) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること(水産物及び野生鳥獣については移動性、きのこ・山菜類等については、露地栽培のものは管理の重要性、野生のものは管理の困難性等を考慮して検体数を増加する。また、これらの品目については、検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査すること。)。なお、検査に当たっては、下記に掲げる地点等解除申請に係る区域内で他の地点より高い放射性セシウム濃度の検出が見込まれる地点で検体を採取することとし、測定値の不確かさについても考慮すること(繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること。))。

- ア 過去に当該食品から基準値を超える放射性セシウムが検出された地点
- イ 環境モニタリングでより高い空間線量率が観測された地点
- ウ 土壌中でより高い放射性セシウム濃度が検出された地点
- エ 栽培管理等の濃度低減対策の必要性が高い区域における、対策の実施が不十分な地点
- オ その他、山林等の地形の影響等、品目によって高い放射性セシウム濃度が検出される要因が判明している場合は、当該要因が当てはまる地点

- (2) 原木しいたけ等基準値以下にするために栽培管理等が特に必要な作物については、(1)に加え、基準値を超える汚染の原因となる要因が、管理等により取り除かれていること。
- (3) 畜産物については、(1)に加え、暫定許容値を超える飼料が給与されないようにする等、基準値を超える汚染の原因となる要因が、管理等により取り除かれていること。
- (4) 上記のほか、基準値を超える食品が出荷されないことが確保されている場合にあっては解除できることとする。
- (5) 解除申請時には、上記と同様の検査を行うための検査計画を提出すること。

V その他

I からIVの内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。また、個別品目の取扱いについては、別添に定める。

別表 対象自治体及び検査対象品目

参考 水産物の類別分類

別添 個別品目の取扱い

ア 野菜類・果実類等

別添1

イ 乳

別添2

ウ 茶

別添3

エ 水産物

別添4

オ 麦類

別添5

カ 牛肉

別添6

キ 米

別添7

ク 大豆及びそば

別添8

ケ きのこと類

別添9

対象自治体及び検査対象品目

検査対象自治体 検査対象品目	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
(1)ア のきのこ・山菜類等	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	□	□	□	◎	◎	◎	◎
(1)イ の野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	□	□	◎	□	□	□
(1)ウ の豆類		□		□		◎											
(2)ア の果実類						○											
(2)イ のきのこ・山菜類等	□	□	□	○	□	○	○	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□
(2)ウ の野生鳥獣の肉類	□	□	□	□	□	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
(2)エ の穀類のうち米				□		○		□									
(2)エ の穀類のうちそば		□		○		□											
(2)オ はちみつ						○											
(3)ア 乳		□		□		□		□	□								
(3)イ 牛肉		□		□		□		□	□								
(4)ア 海産魚種		◎		◎		◎	◎										
(4)イ 内水面魚種		◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎							
(5)ア 摂取量上位品目	各自治体において計画的に実施。																
(5)イ 主要産品																	
(6)出荷制限解除品目																	
(7)市場流通品																	
(8)乾燥して食用に供されるもの等の加工品																	
(9)生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超過したと考えられる品目																	
(10)事故後初めて出荷するもので、当該地域の検査実績が無い品目																	

(注1)平成26年4月1日から平成27年2月28日までの検査結果に基づき分類。

- ・基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの(凡例 ◎)
- ・基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)(凡例 ○)
- ・Ⅱ3(3)及び別添において検査対象となっているもの並びに対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮し検査が必要なもの(凡例 □)

(注2)表中◎または○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添を優先する。

(注3)表中□の自治体のうち、別添で検査点数を定めていない場合は、○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。

水産物の類別分類

水産物の放射性物質の検査にあたっては、主な食性、生息水深、これまでの検査結果等を考慮して、下表の各品目群の(a)及び(b)の列中で放射性セシウム濃度が高い品目を選択して検査し、その結果を品目群に共通する検査結果とすることができる。品目群は最大限まとめられる品目の括りであり、各県の判断で細分化することができる。なお、各県が策定する検査計画には各県が設けた品目群を添付することとする。

類別		100 Bq/kgを超えたことがある品目 (a)	50 Bq/kgを超えたが100 Bq/kgは超 えたことがない品目 (b)	(参考) 50 Bq/kgを超えていないものの、 同類の検査結果や当該種の これまでの検査結果から 注意が必要な品目
海 産 魚 介 類	マルアジ			マルアジ
	ヒラメ		ヒラメ	
	カレイ類(主な生息域が100 m以浅の品目)	マコガレイ、イシガレイ		アカシタビラメ、クロウシノシタ、ホシガレイ、 メイタガレイ、ヌマガレイ
	カレイ類(主な生息域が100 m以深の品目)	ババガレイ	アカガレイ、ムシガレイ	サメガレイ、マツカワ、ヤナギムシガレイ
	アイナメ	アイナメ		
	メバル・ソイ・カサゴ類 (主な生息域が100m以浅)	シロメバル、ウスメバル、キツネメバル	ムラソイ	クロソイ、クロメバル、ゴマソイ、カサゴ
	メバル・ソイ・カサゴ類 (主な生息域が100m以深)			アコウダイ、ケムシカジカ
	サメ・エイ類	コモンカスベ		ホシザメ、ホシエイ
	マダラ			マダラ
	エゾイソアイナメ			エゾイソアイナメ
	ホウボウ・サブロウ・ナガツカ・ ニベ			ホウボウ、サブロウ、ナガツカ、ニベ
	タチウオ			タチウオ
	クロダイ・ボラ・ウミタナゴ	クロダイ		ウミタナゴ、ボラ
	スズキ	スズキ		
	フグ類			ヒガンフグ
	アナゴ類			ギンアナゴ、クロアナゴ、マアナゴ
	マゴチ			マゴチ
	イカナゴ(親)			イカナゴ(親)
	アサリ			アサリ
淡 水 産 魚 介 類	ワカサギ	ワカサギ		
	イワナ・ヤマメ・マス類	ヤマメ、イワナ、ブラウントラウト、ヒメマス	ニジマス	サクラマス
	ウグイ・フナ類・コイ・ モツゴ・ドジョウ・ホンモロコ	ウグイ、ギンブナ、コイ	モツゴ、ゲンゴロウブナ	ドジョウ、ホンモロコ
	ウナギ	ウナギ		
	アユ	アユ		
	オオクチバス			オオクチバス
	アメリカナマズ		アメリカナマズ	
	甲殻類		スズエビ	モクズガニ

注：平成26年4月1日から平成27年2月28日までのモニタリングによる放射性セシウム濃度の最大値により区分。

野菜類・果実類等

1 対象自治体の検査計画

主要品目・主要産地については、原則として出荷開始前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除

(1) 区域

県、市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。ただし、指標作物を設定し、品目群として設定・解除することができる。また、県、市町村等によるハウスものと露地もの等の分別管理が可能であれば、栽培方法別に設定・解除することができる。

(3) 解除の条件

本文のIV3による。なお、出荷制限等の対象区域における当該品目の出荷期間が終了した場合には、当該品目の次期出荷開始前からの検査結果により出荷制限等を解除することができる。

乳

1 対象自治体の検査計画

(1) 検体採取

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体採取を行う。

(2) 検査の頻度

Ⅱ 3の(3)の対象自治体は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県とし、2週間に1回以上、定期的に検体を採取し検査する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県内を複数の区域に分割する場合は、クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位に属する市町村単位で設定する。

(2) 制限設定の検討

上記1の検査の結果、基準値を超える放射性物質が検出された場合には、他の区域の検査結果を考慮の上、追加検査の必要性、出荷制限の要否及びその区域を判断する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体を採取し分析を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除することができる。

茶

1 対象自治体の検査計画

茶の検査は、一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施する。主要産地において、原則として1回以上、出荷開始前から出荷初期段階において、荒茶について検査（公定法に基づく飲用に供する状態での検査）を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除条件

県、市町村等による管理が可能であれば、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

水産物

1 検査計画の策定及び検査の実施

検査は、主要品目・主要漁場において、以下により計画的に実施する。なお、同一品目であっても、養殖ものと天然ものは区分して検査を実施する。

また、本文Ⅱ3の(4)の品目については、参考のうち全ての品目の検査を実施することが困難な場合、各品目群の中から漁獲等され、検体を確保できる品目のうち、過去の検査結果から放射性セシウム濃度が高い品目を選択して検査し、その結果を品目群に共通するものとすることができる。

(1) 検査対象区域等の設定

検査対象区域等については、環境モニタリングの状況も考慮しつつ、以下により設定する。

① 内水面魚種

河川、湖沼等の漁業権の範囲等を考慮して、県域を適切な区域に分け、区域毎の主要地域において検体を採取する。

② 沿岸性魚種等

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を踏まえ、対象魚種等の漁場・漁期を考慮して、県沖を適切な区域に分け、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

表層、中層、底層、海藻等の生息域を考慮して、漁期ごとの主要な品目を選定する。

③ 回遊性魚種

回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖(県境の正東線で区分)に区分して、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

(2) 検査の頻度

本文のⅡ5による。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目・区域

海産魚類については、個別品目ごとに県域を基本としつつ、生態、海洋環境等を考慮した区域での設定も可能とする。内水面魚種等については、個別品目毎に生態、ダムの有無等の状況を考慮した区域に分割することができる。また、天然ものと養殖ものを区分することができる。

(2) 制限設定の検討

基準値を超える放射性セシウムが検出された品目について、以下の検査結果を踏まえ、品目別に出荷制限の要否及び制限すべき漁場の区域を判断する。さらに必要に応じ広がり进行调查する。なお、品目群内で検査していない品目がある場合は、速やかに当該品目以外の品目についても検査する。

① 内水面魚種

基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場の漁業権の範囲も考慮し、周辺の漁場(河川の上流・下流又は本・支流等)を検査する。

② 沿岸性魚種等

基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場の水揚げ実態、漁業の許可、漁業権の範囲等も考慮し、周辺の漁場を検査する。

③ 回遊性魚種

原発事故の影響や、回遊に伴い漁場が移動することも考慮し、基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場(各県沖)又はその周辺の漁場を検査する。

注 出荷制限を設定する場合には、対象品目の産地表示に漁場を適切に記載するよう指導する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件

(1) 解除対象の区域

海産魚類については、県域を基本としつつ、県による管理が可能であれば複数の区域に分割することができる。内水面魚種等については、生態、ダムの有無等の状況を基本としつつ、漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を考慮して、県による管理が可能であれば複数の区域に分割することができる。

(2) 解除の要件

① 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が採捕された場所では必ず検査する。

② 沿岸性魚種等

解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が漁獲された場所では必ず検査する。

③ 回遊性魚種

解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

なお、出荷制限等の対象区域から区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。

麦類

1 対象自治体の検査計画・実施方法

麦類は、ほぼ全量を農協等が集荷し、製粉企業等の特定の実需者に販売されることから、ロットごとに安全性を確認することが可能である。このため、乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)又は保管倉庫においてロット単位※で検査を実施する。

※ 乾燥調製貯蔵施設では貯蔵サイロごと、保管倉庫では概ね 300トンを上限として農協等集荷業者ごとに麦種別に検査ロットを設定。

2 全ロット検査の実施と検査結果に基づく対応

(1) 全ロット検査の実施方法

前年産麦類の検査の結果、50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された県においては、全ロット検査を実施する。

また、前年産麦類で全ロット検査を実施した県のうち、上記以外の県において、地域ごと※に最初のロットを検査することとし、その結果が一定の水準(50 Bq/kg)を超過した場合には、全ロット検査を実施する。

※ 地域区分については、麦類の生産量及び集荷範囲、過去の検査実績、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果等を勘案して設定。

(2) 検査結果に基づく対応

検査の結果、基準値を超えたロットについては、食品衛生法に基づき販売を行わない(原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限は適用しない。)。

牛肉

1 対象自治体の検査計画

Ⅱ 3の(3)の対象自治体は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県とし、農家ごとに3か月に1回程度検査を行うものとする。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度とすることができる。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

農家ごとに行われる検査の結果等に基づき、基準値を超えることがないと認められる牛の種類、飼養地域又は飼養農家等が判明している場合において、県、市町村等による管理が可能であるときは、出荷制限の範囲が明確になる適切な単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラ又は牧草を原因とした、牛肉の基準値超過に係る出荷制限の解除については、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、解除することができる。

- (1) 特に指示する区域等については、全頭検査し、基準値を下回った牛肉については、販売を認める。
- (2) (1)以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、基準値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

米

1 対象自治体の検査計画

米の検査については、市町村ごと又は旧市町村ごとに行うことを基本として、出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、過去の放射性セシウム調査の結果等を勘案し、検査対象区域となる市町村又は旧市町村、検査点数等の決定を行い、以下のいずれかの検査を行う。

(1) 一般検査

対象自治体のうち(2)の検査対象区域を除く区域を対象に行う以下の検査。

ただし、県の管理の下、農家ごとに検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行う場合は、基準値を下回ったものを出荷することができる。

① 前年産米の検査結果で 50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村及び前年産米の全量全袋検査の対象区域

全戸検査。

② 前年産の検査で全戸検査を行った旧市町村(上記①の検査対象区域を除く。)

旧市町村ごとに3点を目安として当該旧市町村の水稻作付面積に応じて検査点数を設定。

③ 上記①及び②の検査対象区域を除く区域

本文Ⅱ4の(2)により検査点数を設定。

(2) 全量全袋検査

安全管理体制の整備等を前提に作付を行う区域を対象に、地域で生産された全ての米について米袋毎に行う検査。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

上記1(1)の検査対象区域において基準値を超える放射性セシウムが検出された場合は、さらに詳細な検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが再度検出され、地域的な広がりが確認された場合は、出荷制限を設定する。

この際、県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

なお、安全管理体制の整備等を前提に作付を行う上記1(2)の区域については、管理計画により地域の米を適切に管理・検査する体制が整備されたことが確認されれば、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

管理計画により地域の米を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。

大豆及びそば

1 対象自治体の検査計画

大豆及びそばの検査については、市町村ごと又は旧市町村ごとに行うことを基本として、出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、前年産大豆、そばの放射性セシウム調査の結果等を勘案し、以下の検査について、検査対象区域となる市町村又は旧市町村、検査点数等の決定を行う。

(1) 以下のいずれかに該当する地域

① 前年産の検査結果で50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村

② 出荷制限が指示されていたが、前年産大豆又はそばの検査結果により、出荷制限が解除された旧市町村

全戸検査と同等の水準を目安として当該旧市町村の大豆又はそばの作付面積に応じて検査点数を設定。

(2) 前年産で(1)の検査点数を設定して検査を行った旧市町村((1)の検査対象区域を除く。)

旧市町村ごとに3点を目安に検査点数を設定。

(3) 上記(1)及び(2)の検査対象区域を含む自治体のうち、上記(1)及び(2)の検査対象区域を除く区域

本文Ⅱ4(1)又は(2)により検査点数を設定。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

上記1の検査対象区域において基準値を超える放射性セシウムが検出された場合は、さらに詳細な検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが再度検出され、地域的な広がりが確認された場合は、出荷制限を設定する。

この際、県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 1の検査結果に基づく出荷制限

管理計画により地域の大豆又はそばを適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。

(2) 前年産又はそれ以前の検査結果に基づく出荷制限

管理計画により地域の大豆又はそばを適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。その上で、全て基準値を下回ったときは、出荷制限を解除することができる。

きのこ類

1 対象自治体の検査計画

きのこ類の検査については、原則として、栽培のものは出荷開始前に、野生のものは収穫の段階で実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除条件

(1) 区域

県・市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。その際、原木栽培のきのこについては、県、市町村等による施設栽培と露地栽培の栽培方法別の分別管理が可能な場合は、当該栽培方法別に設定・解除することができる。なお、原木施設栽培に出荷制限を設定する場合は、原木施設栽培よりも放射性物質による影響を受けやすいと考えられる原木露地栽培についても、原則として出荷制限指示を設定することとする。

また、野生きのこについては、解除の条件を満たすことができる場合は、種類毎に解除できることとする。

(3) 解除の条件

本文のⅣ3によるほか、出荷制限指示後、原木栽培のきのこについては、自治体等の指導による放射性物質の影響を低減させるための栽培管理の実施により、基準値を超えるきのこが生産されないとの判断が可能な場合は、出荷制限等を解除することができる。

なお、解除しようとする区域から、原則として栽培管理を実施したほだ場のうち、ほだ木の伐採年・伐採箇所・生産規模等を考慮したロット単位で検査を実施する。

また、出荷に当たっては、当該栽培管理を継続し、きのこが基準値以下であることを確認する。